一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年11月21日

鳥取県立白兎養護学校長 中西 美千代

## 1 調達内容

(1)業務の名称

県立鳥取養護学校·県立白兎養護学校学校給食調理等業務委託 一式

(2)業務の予定数量

242,342食

(3)業務の仕様

入札説明書による。

(4)業務の期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

(5) 入札方法

ア 入札は、紙入札により行うものであること。

イ 契約に当たっては、入札書に記載された金額をもって契約金額とするので、入札書に記載する金額は、業務の予定数 量及び業務の期間に係る費用の総額に消費税及び地方消費税の額を含めた契約申込金額とすること。

併せて、課税事業者にあっては、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

また、年度別の業務の予定数量及び業務の期間に係る費用の総額を内訳として併記すること。

#### 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1)政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2)令和3年鳥取県告示第457号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その業種区分が「その他の委託等」の「給食」に登録されている者であること。
- (3)本件調達の公告日から開札日(再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4)本件調達の公告日から開札日(再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5)仕様書に示した業務を業務期間中に履行できる者であって、業務期間中における委託者からの指示や確認の求めに 速やかに応じることができる者であること。
- 3 契約担当部局

鳥取県立白兎養護学校

- 4 入札手続等
  - (1)入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒689-0201 鳥取県鳥取市伏野 1550 番地 1

鳥取県立白兎養護学校

電話 0857-59-0585

電子メール hakuto-s@pref. tottori. lg. jp

(2)入札説明書等の交付方法

令和4年11月21日 (月) から同年12月9日 (金) までの間にインターネットのホームページ (鳥取県立白兎養護学校ウェブサイト (https://www.torikyo.ed.jp/hakuto-s) ) から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

## ア 交付期間及び交付時間

令和4年11月21日(月)から同年12月9日(金)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は午前9時から正午までとする。

## イ 交付場所

(1)に同じ。

### (3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送室に関する法律(平成 14 年法律 第 99 号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

## ア入札目時

令和4年12月19日(月)午後1時30分 即時開札

(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月16日(金)午後5時までとする。)

## イ 場所

鳥取県立白兎養護学校 応接室

- 5 入札参加者に要求される事項
  - (1)入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。 郵便等による入札の場合は、「入札書」と明記した封筒に「第1回」、「第2回」又は「第3回」と回数を明記し、 提出すること。なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。また、回数 が記載されていない場合は、1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。
  - (2)本件入札に参加を希望する者にあっては、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、持参又は郵送に より4の(1)の場所に令和4年12月9日(金)正午までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
  - (3)入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 6 入札保証金及び契約保証金
  - (1)入札保証金

入札保証金は免除する。

(2)契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

# 7 その他

(1)入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる 無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(2)契約書作成の要否

要

(3)落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定 価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

(4)手続における交渉の有無

無

(5)その他

詳細は、入札説明書による。